

地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、山梨県が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号等、国土交通省建設流通政策審議官通知）に規定された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における、工事請負代金債権の譲渡の承諾等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 債権譲渡

1 債権譲渡の対象工事

山梨県が発注する建設工事とし、次の工事は除く。

(1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、以下の工事を除く。

① 債務負担行為、継続費の最終年度の工事であって、かつ年度内に終了が見込まれる工事

② 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

③ 債務負担行為等の工事または繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事（この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は、出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。）

(2) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(4) その他発注者が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

2 債権譲渡額

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、既に支払った工事請負代金額及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、既に支払った工事請負代金額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、変更契約等により請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る請負代金額及び債権譲渡額は変更後の金額とする。

3 債権譲渡先

債権譲渡先は、山梨県建設業協同組合又は保証事業を行うために一般財団法人建設業振興基金の債務保証を受けた民間事業者（以下「組合等」という。）とする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 債権譲渡の承諾手続き

- (1) 発注者は、債権譲渡の承諾にあたっては、元請負人から次の申請書類等を提出させるものとする。
 - ①債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
 - ②元請負人と組合等との調印済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写 1通
 - ③工事履行報告書（第2号様式） 1通
 - ④元請負人が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通
- (2) 発注者は、提出された申請書類等の内容を確認のうえこれを受領し、速やかに承諾のための手続きを行い、承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに1から始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書の1通を発注者の控とし、2通を元請負人に交付するものとする。
- (3) 発注者は、債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（第3号様式）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。
- (4) 元請負人及び組合等が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（第4号様式）を提出させるものとする。

第3 工事請負代金の請求

- 1 債権譲渡を受けた組合等は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、工事請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金の範囲内で支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

- 2 発注者は組合等からの工事請負代金の請求に当たっては、次の書類を提出させるものとする。

- (1)工事請負代金請求書（第5号様式） 1通
- (2)債権譲渡承諾書の写 1通

- 3 発注者は、提出された請求書等の内容を確認のうえこれを受領し、所定の手続を経て工事請負代金を支払うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年12月12日から施行し、令和8年3月末日までの間に限り効力を有する。

第1号様式

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

契約担当者 職 氏 名 殿

請負者
(譲渡人) 住所
氏名

印

(譲受人) 住所
氏名

印

(以下、「甲」という。)と (以下「乙」という。)間で締結の令和 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が山梨県に対して有する以下に表示する工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は工事請負契約書第34条に規定する前金払及び中間前金払及び第37条に規定する部分払は、ご承諾いただいた後は請求しません。

1. 契約番号 第 ー 号
2. 工事名
3. 工事場所
4. 工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
5. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
ー (2) 既払金額 金 円
ー (3) 前払金額 金 円 (中間前払金額を含む)
ー (4) 部分払金額 金 円
ー (5) 債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

令和 年 月 日

御中
御中

上記につき、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び裏面記事事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

契約担当者 職 氏 名 印

確定日付印欄	承諾番号

(裏面)

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、既に支払った工事請負代金額及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、既に支払った工事請負代金額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
 なお、契約変更により請求代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5.(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。
2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書(第4号様式)を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

第2号様式

工事履行報告書

契約番号	第 一 号		
工事名			
工事場所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
日付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
令和 年		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	

令和 年 月 日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日 住所
氏名

印

(参考様式)

債権譲渡契約証書

(以下、甲という)と (以下、乙という)とは、
以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条 (譲渡債権)

甲は山梨県(以下、丙という)との間で令和 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に本件工事請負契約という)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することにあるべき以下の工事請負代金債権(以下、譲渡債権という)を、令和 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- | | | | |
|---------------------|----|---|-------------------|
| (1) 契約番号 | 第 | 一 | 号 |
| (2) 工事名 | | | |
| (3) 工事場所 | | | |
| (4) 契約日 | 令和 | 年 | 月 日 |
| (5) 工期 | 令和 | 年 | 月 日 から 令和 年 月 日まで |
| (6) 請負代金額 | 金 | | 円 |
| (7) 既受領金額 | 金 | | 円 |
| (8) 債権譲渡額 ((6)-(7)) | 金 | | 円 (令和 年 月 日現在見込額) |

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、既に支払った工事請負代金額及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第53条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金、既に支払った工事請負代金額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 前項(6)及び(8)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条 (債権の移転の条件)

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第3条 (契約の効力の発生)

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生じる。

第4条 (担保責任)

甲は、債権譲渡について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第5条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

- 2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第6条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第7条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

第8条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第9条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金

債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2)手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3)本件工事請負契約が解除された場合

(4)その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第 10 条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第 11 条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、令和 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第 6 条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第 12 条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第 13 条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第 11 条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第 14 条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し記名押印のうえ、各々一通を所持する。

令和 年 月 日

債権譲渡人（甲）

印

債権譲受人（乙）

印

第4号様式

融資実行報告書

令和 年 月 日

契約担当者 職 氏 名 殿

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名

印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名

印

甲が山梨県に対して有する以下に表示する債権の譲渡につき令和 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

〔譲渡債権の表示〕

1. 契約番号 第 一 号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

5. (1) 請負代金額	金	円	ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
－ (2) 既払金額	金	円	
－ (3) 前払金額	金	円	(中間前払金額を含む)
－ (4) 部分払金額	金	円	
<hr/>			
(5) 債権譲渡額	金	円	(令和 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

〔承諾番号〕

第5号様式

令和 年 月 日

契約担当者 職 氏名 殿

請求人
(債権譲受人) 住所
氏名

印

請 求 書

令和 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、次のとおり請求します。なお、支払金は次の預金口座に振込んで下さい。

1 請求金額

請負代金額 ￥ _____

前払金受領済額 ￥ _____

(中間前払金受領済み額を含む)
部分払金受領済額 ￥ _____

既支払工事請負代金額 ￥ _____

履行遅滞の場合における損害金等 ￥ _____

請 求 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、 _____ 工事の請負代金

2 承認番号

3 支払口座等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店 (本店)

預金の種別 普通預金 (当座預金)

口座番号 ××××××××

口座名義 (フリガナ)

○○○○○○

第6号様式

受益の意思表示

令和 年 月 日

(乙)

山梨県建設業協同組合 殿

(甲) 住所
氏名

印

(丙) 住所
氏名

印

〇〇保証株式会社（以下、甲という）は、山梨県建設業協同組合（以下、乙という）と〇〇〇〇株式会社（以下、丙という）との間で令和 年 月 日に締結された債権譲渡契約（以下、債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

1 被担保債権の表示

以下の金融保証契約に基づいて甲が丙に対して有する求償債権

発注者

契約番号

工事名

請負代金額 円

保証金額 円（本日現在見込額）

保証期限 令和 年 月 日（本日現在予定）

確定日付欄